

笑顔に
出会えた

自分も
変わった



Guide Book



福祉の仕事。

ガイドブック

\だから、/

一生の仕事。

一生の仕事。



社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
福祉人材センター

平成 29 年 11 月

「福祉の仕事」って？

たとえば、あなたがケガをして、1人で外出するのが難しくなったとき。

誰かが手を貸してくれたらどうでしょう。

あなたは1人で歩けなくても、

外へ出かけていろいろな経験ができるかもしれません。

その手助けも、大きな目でみれば“福祉”です。

人が困りごとを抱えたときに、乗り越える手助けをする福祉。

高齢になったときの日常生活のサポートや、障がいをもったときの職業訓練、

十分な収入が得られないときの経済的な援助、子育ての支援など、

どんな人にでも福祉は身近に存在しています。

そんな風に、その人自身では解決が難しい困りごとを、

社会全体で手助けする際に活躍するのが『福祉のプロ』たち。

少子高齢社会を迎えた日本で、

その役割はますます重要になっています。





でも、人が抱える困りごとの事情はそれぞれです。

『福祉の仕事』はさまざまな事情を抱えた人が、

自分の望む生活へ近づけるように支える、

専門性が強く求められる仕事です。

「熱意さえあれば大丈夫！」と簡単に言うことはできませんが、

人と接する仕事であるため、これまでの人生経験が活かせる仕事でもあります。

福祉の資格をもたなければ就けない仕事、資格をもたなくとも就ける仕事、

また接する人たちや内容もさまざま。

でも、たくさんの笑顔に出会えること、

その出会いが自分自身の成熟にもつながっていくことは

共通しているかもしれません。



気持ちだけで人をうまく支えることは難しく、

資格だけで楽にできるわけでもないけれど、

ずっとずっと、人の幸せや生活について考え続ける、

いつまでもやりがいのある仕事です。

では、具体的には**どんな仕事や資格**があるのか、
次のページからみていきましょう。

福祉の仕事の全体像

福祉の仕事は、働く分野や利用者、仕事内容もさまざまです。また、関連する専門の資格も数多くあります。

仕事の系統	主な職場	高齢者
介護(ケアワーク)系	<p>加齢や障がいにより日常生活に支障のある人の心身の状況に応じ、身体面の介護を中心に行います。在宅の場合は家事援助や家族などへの介護指導を行うこともあります。</p>	<p>主に高齢者や障がい者関係の施設、事業所 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、障害者支援施設、グループホーム、デイサービスセンター、訪問介護事業、障害福祉サービス事業など</p> <p>介護職 介護福祉</p>
保育系	<p>家庭養育の補完をし、基本的な生活習慣を身につけさせるなど、子どもの健全な心身の発達のため、健康で安全な、情緒の安定した生活ができるよう支援します。</p>	<p>児童分野の施設・事業所 保育所、乳児院、児童養護施設、障害児施設、認定こども園など</p>
相談・援助・調整(ソーシャルワーク)系	<p>利用者の相談に応じ、助言・援助を行い、その自立を支援します。福祉に関する情報をわかりやすく説明したり、関係機関との連絡・調整を図ることも仕事です。</p>	<p>ほとんどすべての分野の施設、事業所、相談機関(福祉事務所、地域包括支援センターなど)、職業指導員や就労支援員は障がい者の就労移行支援や就労継続支援を行う事業所</p> <p>生活相談員 生活指導員・職業指導</p>
保健・医療系	<p>利用者の健康上のケアや医療的ケア、身体の障がいの機能回復(リハビリテーション)などを行う仕事です。仕事の内容は、それぞれの職種によって異なります。</p>	<p>病院、保健所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問リハビリテーションなど</p> <p>介護支援専門員→P8・13</p>
栄養系	<p>利用者の健康の保持・増進のため、栄養指導などを行います。また、施設では給食管理も行います。</p>	<p>ほとんどすべての分野の施設、事業所</p> <p>理学療法士・作業療法士・視能訓練士・義肢装具士</p>
経営・管理系	<p>施設や事業所としての事務・経理や、その経営・管理をする施設長などの仕事があります。</p>	<p>ほとんどすべての分野の施設、事業所</p>



対象・分野

対人サービス			行政の相談所	社会福祉協議会
障がい者・児	児童	その他		
員 →P6 祉 士 →P11 居 宅 介 護 従 業 者 (障がい者 ホームヘルパー)→P6				
・生活支援員・ 員・就労支援員→P8	保育士 →P7・16 児童指導員→P7・15	生活相談員・ 生活指導員→P8	児童福祉司・知的障害者 福祉司・身体障害者福祉司・ 福祉事務所職員→P8	福祉活動専門員・ 福祉活動指導員→P8
社会福祉主事 →P14				
社会福祉士 →P14				
精神保健福祉士 →P15				
看護師 →P9・16・准看護師 →P16				
保健師 →P9				
言語聴覚士・ 臨床心理士→P9・17				
栄養士・管理栄養士 →P10				
施設長・事務職員 →P10				

:資格要件があるもの

:資格要件のないもの

さらに詳しくそれぞれの仕事をみてみましょう。

介護（ワーカー）系の仕事

仕事の内容

利用者の生活に必要な介護を行うのが主な仕事です。施設の中であれば介護職員、利用者の自宅で介護を行う人はホームヘルパーなどと呼ばれます。

主な職種

●介護職員

高齢者や障がい者の食事や入浴、排泄、着替え、移動など生活の全般にわたり必要な援助を行います。

主な職場 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、デイサービスセンターなど

●訪問介護員（ホームヘルパー）・居宅介護従業者（障がい者ホームヘルパー）

利用者の家庭に訪問し、介護や家事の援助を行います。

主な職場 訪問介護事業所、障害福祉サービス事業所など

Messagel

Kさん（特別養護老人ホーム 介護職） 23歳

○この仕事を選んだ理由

小さい頃から祖父母と暮らしていたので、お年寄りと暮らすおだやかな時間が好きでした。高校生の時に、福祉の道に進むかどうか迷いましたが、仕事として選択する自信はなく、結局は福祉系ではない大学に進学しました。大学3年生の時に、祖母が倒れて介護が必要になりましたが、自分は何もしてあげることができなかつたまま他界してしまったことが、その後の就職活動の転機となりました。地元で開催された「福祉の職場合同就職説明会」に参加し、実際に介護の現場を見学したり、職場体験する中で、尊敬できる先輩職員との出会いが、自分を介護職の道へ導いてくれました。



○喜び・やりがいを感じる瞬間

何気ない会話のやりとりの中、利用者の方と心を通わせられた時、冗談で笑いあえた時、「ありがとう」「助かるよ」と声をかけてもらったり、笑顔を返してもらえることが何よりの励み、喜びになっています。

資格も経験もないまま始まった仕事でしたが、介護の技術は奥が深く、利用されている方々に満足していく様子に、今後も介護の知識を増やしていきたいと思っています。職場の理解もあり、働きながら介護職員初任者研修を受講することができました。将来的には介護福祉士の資格を目指しています！

役立つ主な資格と研修

- 介護福祉士→P11
- 介護職員初任者研修→P12
- 実務者研修→P13
- 居宅介護従業者（障がい者ホームヘルパー）

保育系の仕事

主な職種

●保育士

子どもの保育・療育を仕事として、子どもたちと直接かかわるのが保育士です。さまざまな児童福祉施設で働いていて、仕事の内容は勤める施設によって異なります。保育所では基本的な生活習慣の習得や、遊び等を通じ豊かな人間性を育てることをめざします。障害児施設や児童養護施設でも、子どもに合わせた養育を行います。

主な職場 保育所、認定こども園、児童養護施設、乳児院、障害児施設など

●児童指導員

家庭の事情や障がいなどにより児童福祉施設で生活する子どもに、保護者に代わって自立の援助・指導を行います。保育士同様、子どもの直接のケアを行うとともに、連絡調整や家族支援なども行い、次ページの「相談・援助・調整系の仕事」のような特徴も併せもっています。

主な職場 児童養護施設、障害児施設、母子生活支援施設など

Messagel

Yさん (保育所 保育士) 23歳 **保育士**



○この仕事を選んだ理由

「子どもが好き! 子どもとかかわる仕事がしたい」という率直な気持ちが、この仕事を選んだ一番の理由です。自分自身が保育所や学童保育に通っていたので、小さい子ども達と一緒に育ってきたことも影響していると思います。

夢が現実に近づく一歩となったのは、高校2年生の時、地元の社会福祉協議会が主催したサマーショートボランティアスクールでの保育所体験への参加でした。「こんな素敵なお仕事みたい!」と思い、保育士の道に進みました。

○喜び・やりがいを感じる瞬間

子どもたちの成長を、日々感じられるのが、なによりの喜びです。昨日までできなかったことが今日できるようになった瞬間。とびっきりの笑顔。保育士は身体の発達はもちろん、一人ひとりの心の成長にもふれることができます。そして、その成長の様子を保護者の方に伝え、喜びを共有し、うれしさや楽しさが何倍にも広がり実感できるのも、やりがいにつながっています。保育士は、子どもに関わりながら自分も成長できる素晴らしい仕事だと思っています。



あると役立つ
主な資格

●保育士→P16 ●児童指導員→P15

栄養・調理系の仕事

主な職種

●栄養士・管理栄養士

栄養バランスのとれた献立を作成する食事管理など、栄養指導を通して健康保持・増進、疾病の予防、疾患をもつ人への治療を支えます。管理栄養士はより専門的な知識が必要な業務を行います。

●調理師

福祉施設内などで調理の業務にあたります。栄養士と協力しながら、個々の利用者の状況に合わせた食事づくりをするのも社会福祉施設や病院における調理師の仕事の特徴です。調理師の資格は就職に有利といえます。

主な職場 各種福祉施設、病院、学校など



あと役立つ
主な資格

●栄養士・管理栄養士 ●調理師

経営・管理系の仕事

主な職種

●事務・経理

施設や事業所の事務・経理全般を行います。福祉の基礎知識をもっていることや、簿記・パソコンができることが望ましいでしょう。



●施設長（管理職）

施設の経営・管理を行います。施設によっては社会福祉主事などの任用資格が必要なこともあります。



あと役立つ
主な資格

●社会福祉主事 ➔ P14

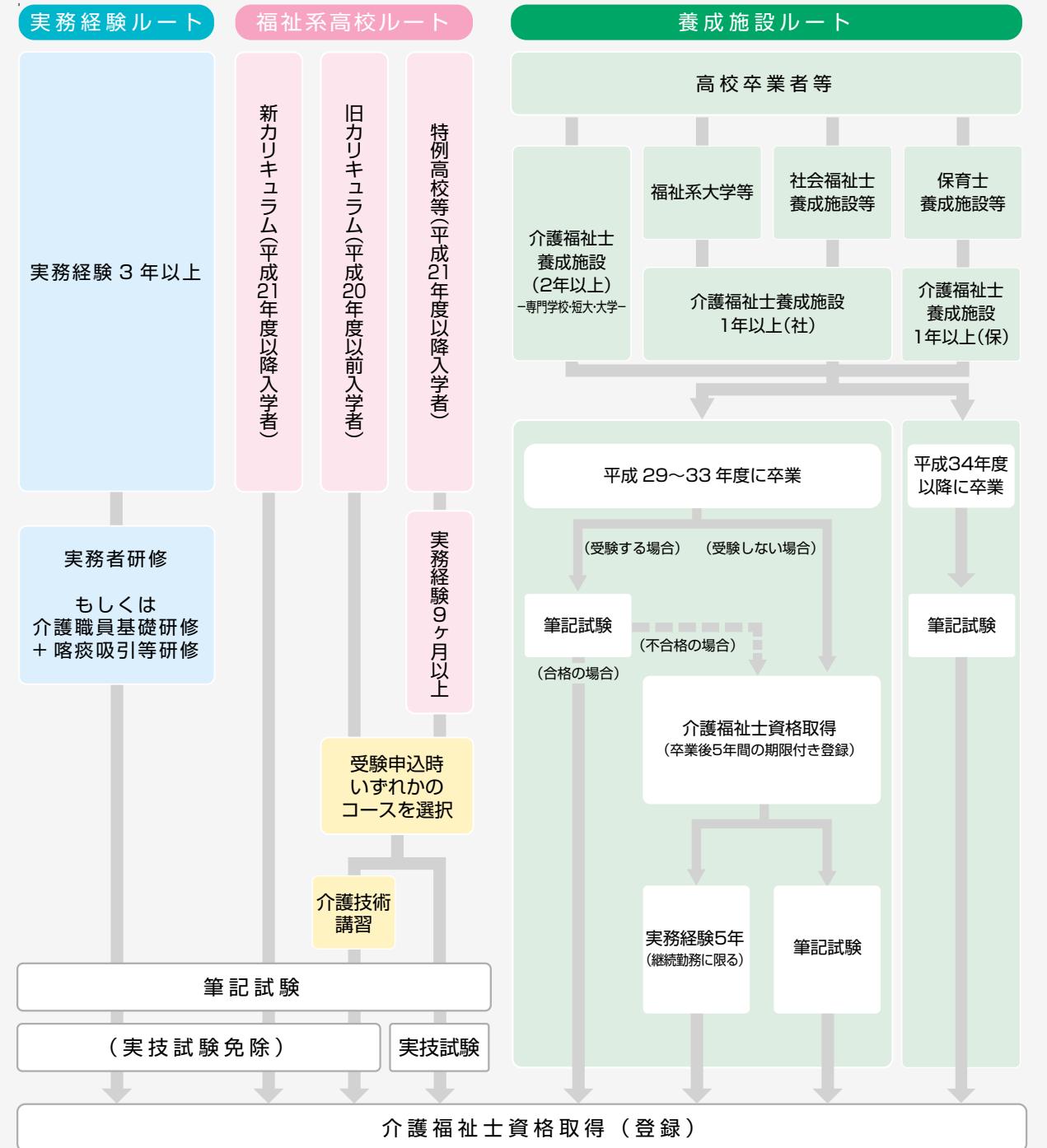
介護福祉士



介護福祉士は身体や精神の障がいにより日常生活に支障がある方の入浴、排泄、食事など生活上必要な介護を行い、またその方やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格です。高齢者福祉の中核を担

う介護職を代表する資格として、社会的評価が高まっています。資格をもたずに介護福祉士を名乗ることはできず（名称独占資格）、求人においても介護福祉士資格を条件としたり希望したりするケースが増えています。

● 資格取得ルート



※上記の資格ルート図は、平成29年度現在のものです。
※変更等がありますので、最新情報は下記の問い合わせ先ホームページ等で確認してください。

【問い合わせ先】

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル
 TEL 03-3486-7559 HP <http://www.sssc.or.jp/>

実務者研修

養成研修

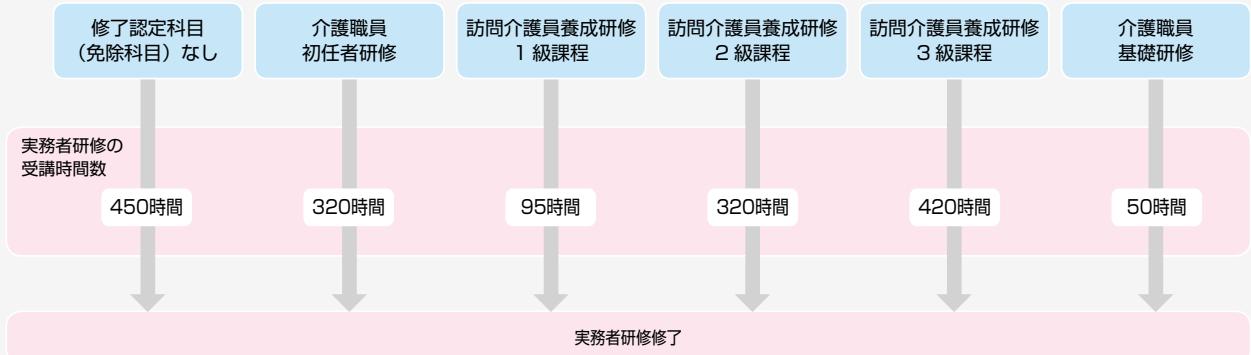
試験なし

通信講座あり

現在介護の仕事をしている人、また、これから介護職になろうとする人が、幅広く知識・技術を修得できる研修です。介護人材の養成体系の見直し・整理により、訪問介護員（ホームヘルパー）の1級研修課程や介護職員基礎研修に代わる位置づけで、平成25年度からスタートしています。

平成28年度より、介護福祉士国家試験を受験するには3年以上の実務経験に加え、実務者研修の修了が義務付けられています。

● 主な研修時間



介護支援専門員(ケアマネジャー)

公的資格

試験あり

受験資格あり

通信講座あり

介護支援専門員は、介護保険制度においてケアプランを作成して、利用者のケアマネジメント（適切なサービスや資源を利用できるような環境の調整・マネジメントなど）を行う専門職です。市町村から委託を受けて、要介護認定等の調査を行うこともあります。

● 資格取得方法

一般的には、福祉、医療関係の有資格者で、国家資格に基づく業務及び相談援助業務などの実務経験を経た者が、福島県知事が指定し福島県社会福祉協議会の実施する、実務研修受講試験を受験します。合格後、87時間の研修を修了し、福島県知事が作成する名簿に登録されることで資格取得となります。介護支援専門員の実務につく場合は、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

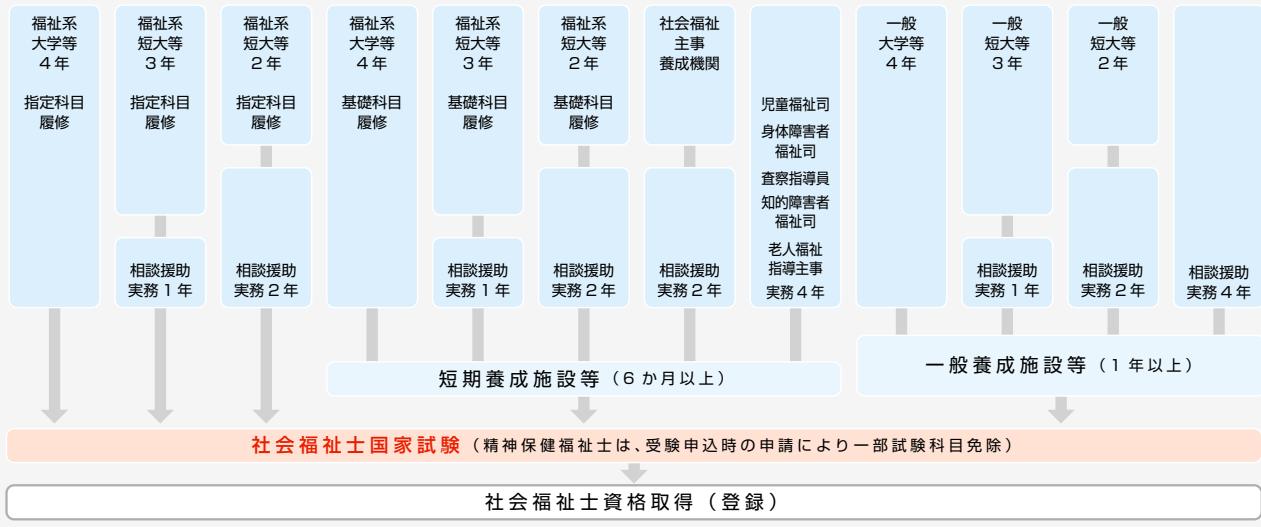
社会福祉士



社会福祉士は、身体や精神の障がいや環境上の理由などにより、日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談援助を行う専門職の国家資格です。利用者に直接会って相談に応じるだけでなく、具体的に

利用者を取り巻く環境や社会制度に働きかけることも社会福祉士の仕事です。資格をもたずに社会福祉士を名乗ることはできず、求人においても社会福祉士資格を条件としたり希望したりするケースが増えています。

● 資格取得ルート



【問い合わせ先】

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル
Tel 03-3486-7521 (試験室) HP <http://www.sssc.or.jp/>

社会福祉主事



社会福祉主事は、地域で福祉サービスを必要としている人の相談に応じ、生活保護の適用や福祉施設の入所手続きなど、利用者の自立した生活を援助する仕事に携わります。社会福祉主事は本来、都道府県・市などの福祉事務所に社会福祉主事として任用される際に要求される資格（任用資格）ですが、社会福祉施設の施設長や生活相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員など一部の職種の任用基準としても規定されています。

● 資格取得方法

以下のいずれかに該当すれば、有資格者となります。

- ①大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業
- ②都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了
- ③社会福祉士
- ④厚生労働大臣が指定する社会福祉事業従事者試験に合格
- ⑤精神保健福祉士

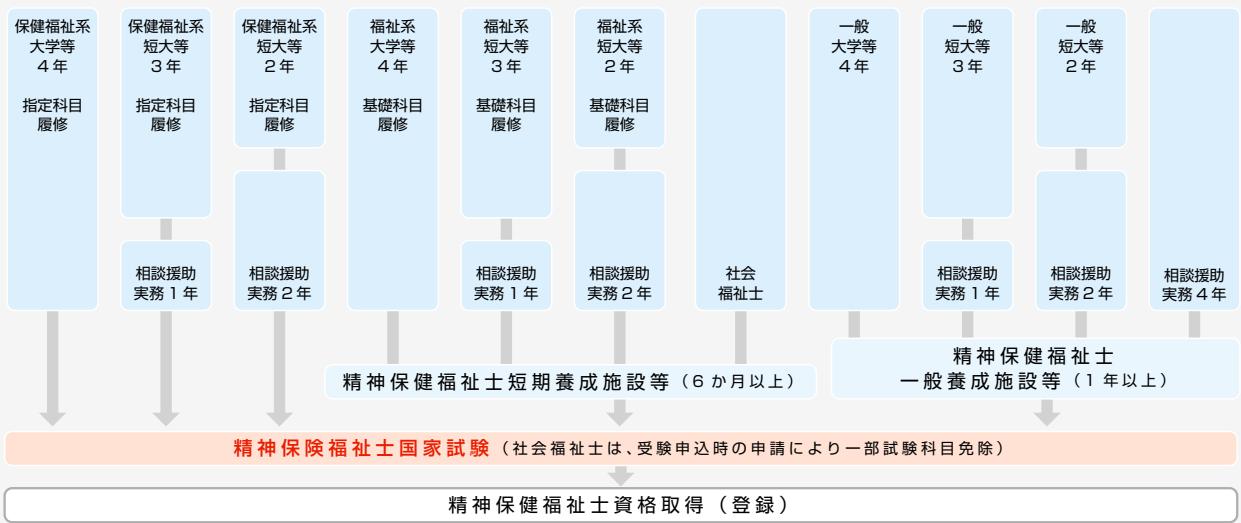
精神保健福祉士



精神保健福祉士は、精神障がい者の保健や福祉の専門知識・技術に基づき、精神障がい者の社会復帰についての相談援助を行う専門職の資格です。主な職務内容は、精神障がい者の社会復帰のための相談、退院後

の住居や再就労の場の選択等についての助言・指導、日常生活への適応のための訓練です。その業務は精神障がい者の地域生活にも広がり、自立支援を支える専門職としての期待は高まっています。

● 資格取得ルート



【問い合わせ先】

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル
TEL 03-3486-7521 (試験室) HP <http://www.sssc.or.jp/>

児童指導員



子どもたちの健全育成をめざす児童福祉には、乳児や幼児の成長をサポートする保育という分野と、子どもたちの自立を指導・援助する分野の2つの側面があります。児童指導員は、家庭の事情がある子どもたちや心身に障がいをもった子どもたちを対象に、社会の一員として自立した生活が可能になるよう日々の生活を指導・援助する福祉の専門職です。児童指導員は児童福祉施設のほとんどに置かれている児童指導員として任用される際に求められる資格です。

● 資格取得方法

以下のいずれかに該当すれば、有資格者となります。

- ①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業
- ②社会福祉士
- ③精神保健福祉士
- ④大学の学部（大学院）で、社会福祉学・心理学・教育学もしくは社会学を専修する学科（研究科）またはこれらに相当する課程を修めて卒業
- ⑤高等学校を卒業して、2年以上児童福祉事業に従事
- ⑥小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格をもち、都道府県知事が適当と認定
- ⑦3年以上児童福祉事業に従事し、都道府県知事が適当と認定

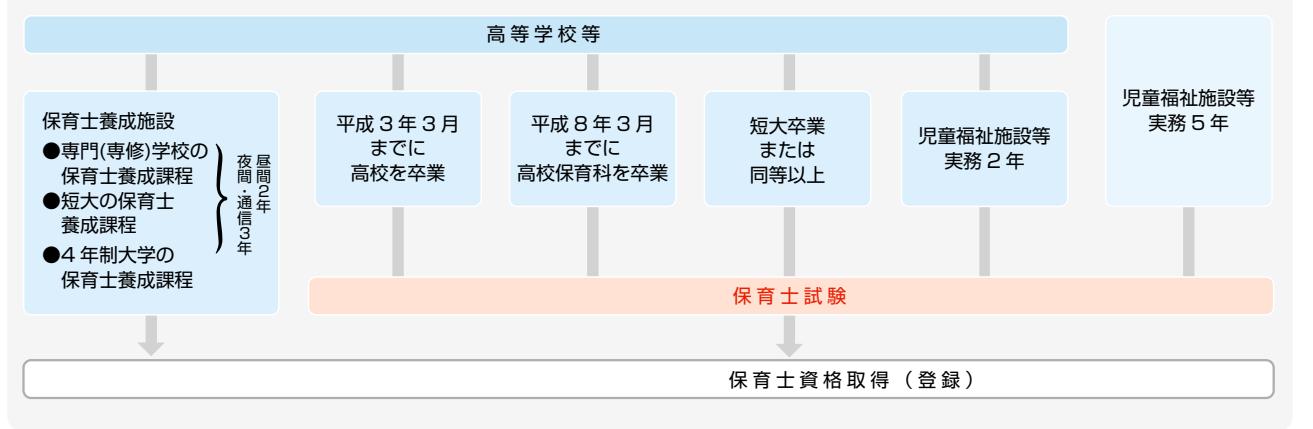
保育士



保育士は、保育所だけでなく児童福祉施設で乳児から18歳までの児童の保育に従事するときに必要な資格です。子どもたち一人ひとりと直接かかわりながら、食事や排泄、衣服の着脱などの生活習慣を身につけさ

せるとともに、遊びや学習指導を通して社会への適応を促し、健全な心身の育成を援助します。また、保護者等への保育に関する支援も行います。

● 資格取得ルート



【問い合わせ先】

福島県 保健福祉部 子育て支援課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7198
HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10 昭栄高田馬場6F
TEL 0120-4194-82 HP <http://www.hoyokyo.or.jp/>

看護師・准看護師

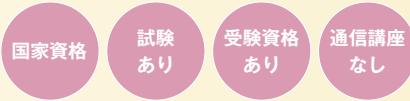


傷病者等の療養上の世話または診療の補助を行う専門資格です。社会福祉施設の多くに看護師は配置されています。また、訪問看護など、福祉サービスと密接な連携関係にある仕事も少なくありません。准看護師は都道府県知事資格であるのに対し、看護師は国家資格である点で異なっています。

● 資格取得方法

看護師の資格を取得するには、高等学校卒業後、看護系の大学、看護系の短大、専修学校・各種学校（看護学校）で学んだ後（准看護師有資格者の場合一部通信教育があります）、国家試験を受ける必要があります。准看護師の資格を取得する場合は、中学校卒業後、准看護師養成所、准看護師養成高等学校で学んだ後、都道府県知事試験を受ける必要があります。

理学療法士



理学療法士は、何らかの原因で身体の機能に障がいをもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。また、障がいの程度の測定や評価を行うことも理学療法士の仕事です。リハビリテーションの専門医やケースワーカーなど、他の専門職との連携も重要です。

● 資格取得ルート

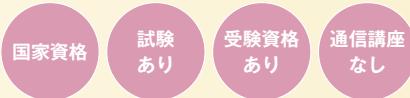
文部科学大臣指定の学校・厚生労働大臣指定の養成施設（3年以上）

外国の理学療法学校・養成施設を卒業、または外国で理学療法士の免許に相当する免許取得

理学療法士国家試験

理学療法士資格取得（免許・登録）

作業療法士



作業療法士は、何らかの原因で身体の機能に障がいをもった人に、工芸や手芸などの作業、生活動作訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図ります。食事や洗面などの日常生活訓練、就業に向けての作業訓練など、幅広い援助が行われており、リハビリテーションの専門医やケースワーカーなど、他の専門職との連携も重要です。

● 資格取得ルート

文部科学大臣指定の学校・厚生労働大臣指定の養成施設（3年以上）

外国の作業療法学校・養成施設を卒業、または外国で作業療法士の免許に相当する免許取得

作業療法士国家試験

作業療法士資格取得（免許・登録）

そのほかの資格

福祉にかかわる仕事には、このほかにも

- ◎言語聴覚士 ◎視能訓練士 ◎義肢装具士 ◎臨床心理士 ◎栄養士・管理栄養士
 - ◎調理師 ◎手話通訳士 ◎盲導犬訓練士 ◎移動介護従事者（ガイドヘルパー）
 - ◎福祉レクリエーションワーカー ◎福祉用具専門相談員 ◎福祉住環境コーディネーター
- など、さまざまなものがあります。

各職場(施設等)の概要

●高齢者関係

特別養護老人ホーム	寝たきりや認知症などのため、いつも介護を必要とする高齢者が、家庭で適切な介護が受けられくなった場合に入所して利用する施設です。介護保険施設の一つで、他に比べ生活施設としての色彩が強いものです。介護保険制度上の名称は「介護老人福祉施設」です。
介護老人保健施設	介護保険施設の一つで、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医学的な管理に基づく看護、介護、リハビリテーションなどの機能訓練などを行うために、一時的に入所して利用する施設です。
介護療養型医療施設	介護保険施設の一つで、介護を必要とする高齢者に、療養上の管理、看護、医学的な管理に基づく介護等の世話、リハビリテーションなどの機能訓練等の必要な医療を行います。
養護老人ホーム	身体、精神、環境（住宅事情や家族との関係等）と経済的な理由により自宅での生活が困難な高齢者が入り、生活援助を受ける施設です。
盲養護老人ホーム	視覚障がいの高齢者を利用対象とした養護老人ホームです。
軽費老人ホーム	家庭環境・住宅事情等の理由により自宅において生活することが困難な所得の低い高齢者が低料金で利用できる施設。A型・B型・ケアハウスの3種類があります。A型は食事つき。B型は自炊が原則。ケアハウスは身体機能の低下があったり（自炊ができない程度）、高齢のため独立して生活するのに不安がある高齢者が入居して利用する施設です。ほとんどの施設が個室で、住居としての性格が強くなっています。
有料老人ホーム	特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や、自分の選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を対象とする民間経営の入所施設で、生活サービスを提供します。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活に支障のある高齢者や家族が介護や家事などの援助を必要としている場合に、訪問介護員（ホームヘルパー）がその家族に訪問して、高齢者の介護や家事、さらに必要な相談・助言を行います。
訪問入浴介護	自宅で浴槽を提供して入浴の介護を行います。
通所介護 (デイサービス)	日常生活に支障のある高齢者が日中デイサービスセンターに通って、入浴や食事、日常動作訓練などを受けます。自宅からセンターまでの送迎も行っています。また、介護家族を対象に介護者教室などの開催もあります。
訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、主治医の指示のもと看護（療養上の世話や必要な診療の補助）を行います。
居宅療養管理指導	通院が困難で、自宅での療養管理が必要とされた高齢者に対して、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士が心身の状況や環境などを踏まえて療養上の管理と指導を行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護家族が介護に疲れたときや、冠婚葬祭や家族の病気などで介護ができないときに、特別養護老人ホームなどに高齢者が短期間滞在してケアを受けるサービスです。

短期入所療養介護 (ショートステイ)	短期入所生活介護と同様、一時的に施設への入所が必要な場合に、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに高齢者が滞在して看護、医学的管理下の介護、機能訓練などや、日常生活上のケアを受けるサービスです。
訪問リハビリテーション	高齢者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションを自宅で行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所その他の施設に通い、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームその他の施設に入居している高齢者に、当該施設の提供する介護や機能訓練、療養上の世話を行います。定員 29 名以下の施設を対象とする地域密着型のサービスもあります。
地域密着型介護老人福祉施設	定員 29 名以下の特別養護老人ホームで、入居者の入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
小規模多機能型居宅介護	高齢者に対して、デイサービスを中心として、訪問介護やショートステイを組み合わせてサービス提供を行うことにより、在宅生活の継続を支援します。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症のある高齢者が共同生活をする住居で、介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供、または、訪問介護事業者が外部の訪問看護事業所と密接に連携しつつ訪問介護を提供するものです。定期的な巡回訪問や、随時の通報を受けて行われます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	医療ニーズの高い在宅の要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供します。
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーが勤務する事業所です。自宅で生活する高齢者が必要なサービスを利用できるように本人や家族の希望を聞きながらケアプランを作成します。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、必要なサービスを切れ目なく提供するために包括的かつ継続的なサービス体制を支える地域の中核機関として設置されたものです。介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う包括的支援事業や、要支援者に対して介護予防サービス計画の作成を行う介護予防支援を行います。
在宅介護支援センター	自宅に暮らす要介護高齢者や虚弱の高齢者、その家族に対し、介護に関する相談に応じ、必要な連絡調整を行うセンターです。
高齢者生活福祉センター	独立して生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援、居住支援、交流の確保などを行う施設です。デイサービスセンターとしての機能に居住部門を併設して運営されています。
老人福祉センター	無料・低額な料金で地域の高齢者の健康増進、教育の向上などを図ってレクリエーションなどを提供し、各種相談に応じます。機能・規模に応じて、特 A 型、A 型、B 型があります。

各職場(施設等)の概要

●障害者総合支援法*に基づく施設・事業所で行うサービス

*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事などの介護や、掃除、洗濯などの家事支援等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排泄、食事などの介護や、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設等で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性の程度が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所と雇用契約を結ぶA型と、非雇用型のB型があります。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。従来の共同生活介護（ケアホーム）と統合され、グループホーム内で介護も含めた包括的なサービスを提供する「介護サービス包括型」と、介護や日常生活上の援助について外部サービスを活用する「外部サービス利用型」の2種類があります。
相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うほか、サービス等利用計画の作成などを行います。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の支援を行います。

福祉ホーム

住居を求めている人に、低額な料金で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を行います。

○障がい児施設関係**障害児入所支援**

入所している障がい児の保護を行い、日常生活の指導や、独立自活に必要な知識技能を身につけるための支援等を行う施設です。福祉型と医療型があります。

障害児通所支援

障がい児を対象に、通所により、日常生活における基本動作の指導や、独立自活に必要な知識技能を身につけるための支援等を行います。児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

○身体障がい者関係**身体障害者福祉センター**

無料または低額な料金で各種相談に応じたり、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進やレクリエーションなどのサービスを総合的に行います。

補装具製作施設

無料または低額な料金で、補装具の製作・修理を行う施設です。

盲導犬訓練施設

無料または低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障がい者に対して、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設です。

点字図書館

無料または低額な料金で、点字刊行物や視覚障がい者用の録音物の貸し出し、閲覧事業を行う施設です。

○子どもの健全育成・母子家庭関係**保育所**

0歳から就学前までの乳児や幼児を保育士が保護者に代わって保育する施設。両親などが働いていて日中の保育ができない場合だけでなく、親が病気であったり出産がある場合などの利用もあります。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

乳児院

さまざまな理由により家族で育てることができない乳児（おおむね2歳未満）を入れさせて、家庭に代わって養育する施設です。保育、看護、医療などの専門機能が求められます。家庭復帰が重要な目標の一つで、保護者との相談・調整などの専門性も必要です。これらの専門機能を活かして、子育てなどについての相談事業を地域で行っているところもあります。

母子生活支援施設

母子世帯の保護を目的とする施設です。母親とその子ども（18歳未満）が世帯で利用する施設です。入所理由は、離別や死別により経済的に生活が困難な場合、母親の生活能力・養育能力が不足している場合などですが、夫の暴力からの逃避などの例もみられます。母親に対しては就労援助、日々の生活の援助、育児相談・援助などを行い、子どもに対しては日常生活の援助、学習指導などを行います。

各職場（施設等）の概要

児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童（乳児を除く）が入所する施設。利用対象年齢はおおむね2歳から18歳までとなっています。入所理由は、親に養育能力がない、家庭環境に問題がある場合などが多く、子どもが心に問題を抱えている場合も少なくありません。職員の仕事も、単に子どもたちの生活を家庭に代わって支えるだけではなく、心理・社会面の専門的なアプローチが求められます。また、退所後の支援も重要な仕事となっています。
児童自立支援施設	不良行為を行ったか、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童が入所し、または保護者の下から通い、その自立の支援を目的とする施設です。子どもの日常の生活を支えるとともに学校に代わっての学科指導、就職指導などが行われています。
児童館	児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操をゆたかにする施設です。主に18歳未満の子どもが対象となります。児童館によっては、保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を預かる学童保育を実施しています。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
児童相談所	児童に関する相談のうち専門的な知識・技術が必要なものに応じ、児童とその家庭について必要な調査や医学的・心理学的・教育学的・社会学的・精神保健上の判断を行ったり、その結果に基づいて必要な指導や児童の一時保護などを行います。

○生活困窮者関係

救護施設	身体上または精神上著しい障がいがあり、独立して生活することが難しく入所している要保護者の生活扶助を行う施設。広い範囲が利用対象となり、重複障がいのある人など他の福祉施設で十分対応できない人の利用もあります。
更生施設	身体上または精神上の理由により、養護・生活指導が必要で入所している要保護者の生活扶助を行う施設。救護施設と同様の人が利用対象となりますが、社会復帰に力点が置かれています。
授産施設	身体上、精神上の理由、世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労・技能の修得のために、必要な機会・便宣を与えて、自立を助ける施設です。
宿所提供的施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設です。

○他の施設

授産施設	社会福祉法に基づく授産施設です。別に生活保護法に基づく授産施設があります。
婦人保護施設	売春防止法に基づき要保護女子が入所し、必要な生活指導・職業指導を受け、自立更生をはかる施設です。また、DV防止法に基づき、被害者の保護も行います。
へき地保育所	山間へき地や離島等において、児童福祉法に規定する保育所を設置できない場合に設置されるものです。独立した施設のほかに、公民館、学校等の設備の一部を利用して設置しています。
地域福祉センター	地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、サービス、ボランティア活動の場の提供、各種福祉情報の提供を行うとともに、住民参加による各種事業を実施することを目的とする施設です。
老人憩いの家	市町村などの地域において、高齢者の教養の向上、レクリエーションなどのための活動の拠点として設けられる施設です。
社会福祉協議会	地域の社会福祉事業の連絡調整を中核とした、地域福祉の推進団体です。社会福祉事業関係者（福祉施設、在宅福祉、保健サービスの実施機関、行政機関など）、福祉活動にかかわる住民組織（ボランティア団体、当事者組織、地区社会福祉協議会、町内会など）などで構成されています。全市町村、都道府県、そして全国に設置されている全国ネットワークの組織ですが、それぞれ独立しており、職員採用も個々の社会福祉協議会ごとに行われます。事業内容は、地域の住民の福祉活動・ボランティア活動の推進、福祉の見守りネットワークづくりなど住民参加による福祉活動の推進、福祉のまちづくりの推進、地域福祉活動計画づくりなどです。市町村からの受託などによりホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅福祉サービスを実施することもあります。





修学資金の貸付制度があります。

介護福祉士・社会福祉士・保育士の資格を取得し、介護・保育の職場を目指す方へ学費をサポートします！！

福島県介護福祉士修学資金等貸付制度

1. 貸付の内容

- ①修学資金
月額5万円以内
- ②入学準備金
20万円以内
- ③就職準備金
20万円以内
- ④国家試験受験対策費
4万円以内

2. 貸付利息

無利子

3. 次の要件で貸付金が全額返済免除

福島県内で介護・福祉職として**5年間**働くと全額返済免除（※）

福島県保育士修学資金貸付制度

1. 貸付の内容

- ①修学資金
月額5万円以内
- ②入学準備金
20万円以内
- ③就職準備金
20万円以内

2. 貸付利息

無利子

3. 次の要件で貸付金が全額返済免除

福島県内で保育士として**5年間**働くと全額返済免除（※）

※免除には一定の要件があります。

●貸付申請の手続きは、養成施設（短期大学・専門学校等）に入学した後に行うことになります。（申請には養成施設の推薦が必要です）

詳しくは▶

福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

TEL 024-523-1256



再就職のための貸付制度があります。

介護や保育の仕事に復帰するための費用をサポートします!!

福島県介護人材再就職準備金貸付制度

1. 貸付の内容

子どもを預けるための費用、研修会受講料や図書費、転居に伴う費用、通勤用自転車・バイク等購入費などのための費用

40万円以内（一回限り）

2. 貸付利息

無利子

3. 次の要件で貸付金が全額返済免除

福島県内の施設等で介護職員として**2年間**働くと全額返済免除

福島県保育士就職準備金貸付制度

1. 貸付の内容

子どもを預けるための費用、研修会受講料や図書費、転居に伴う費用、通勤用自転車・バイク等購入費などのための費用

40万円以内（一回限り）

2. 貸付利息

無利子

3. 次の要件で貸付金が全額返済免除

福島県内の保育所等で保育士として**2年間**働くと全額返済免除

●貸付申請するためには、一定の条件があります。

詳しくは▶

福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

TEL 024-523-1256

福島県内で福祉の資格が取得できる学校

●介護福祉士

所定の課程・科目を履修し卒業することで「介護福祉士国家試験受験資格」が得られます。

大学	郡山市	郡山女子大学 家政学部 人間生活学科 福祉コース	4年	☎ 024-932-4848 http://www.koriyama-kgc.ac.jp/
専門学校	二本松市	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	2年	☎ 0243-22-7777 http://www.fukushima-kaigo.or.jp/
	郡山市	郡山健康科学専門学校 介護福祉学科	2年	☎ 024-936-7777 http://www.k-tohoto.ac.jp/kenkou/
		国際医療看護福祉大学校 介護福祉学科	2年	☎ 024-956-0163 http://www.i-medical.jp/
	会津若松市	iキャリア医療福祉専門学校 介護福祉学科	2年	☎ 024-939-0039 http://haku-i-sin.com/
		仁愛看護福祉専門学校 介護福祉科	2年	☎ 0242-76-0022 http://jinai-senmon.jp/
	白河市	しらかわ介護福祉専門学校 介護福祉学科	2年	☎ 0248-21-1294 http://shirakawa-kaigo.jp/

●社会福祉士

所定の課程・科目を履修することで「社会福祉士国家試験受験資格」が得られます。

大学	福島市	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	4年	☎ 024-515-3221 http://www.fukushima-college.ac.jp/
	郡山市	郡山女子大学 家政学部 人間生活学科 福祉コース	4年	☎ 024-932-4848 http://www.koriyama-kgc.ac.jp/
	いわき市	東日本国際大学 健康福祉学部 社会福祉学科	4年	☎ 0246-35-0001 http://www.shk-ac.jp/
短期大学	会津若松市	会津大学 短期大学部 幼児教育学科 ※指定された職種で2年間の実務経験が必要	2年	☎ 0242-37-2301 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/

福祉系大学・短期大学等の卒業者や指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した方が入学できます。

必要な科目を取得することで「社会福祉士国家試験受験資格」が得られます。

専門学校	郡山市	国際医療看護福祉大학교 社会福祉士科通信課程	1年6ヶ月	☎ 024-973-5061 http://www.i-medical.jp/
------	-----	---------------------------	-------	---

●保育士

所定の課程・科目を履修し卒業することで「保育士」の資格が得られます。

大学	福島市	福島学院大学 福祉学部 こども学科	4年	☎ 024-515-3221 http://www.fukushima-college.ac.jp/
		福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 人間発達専攻	4年	☎ 024-548-8103 http://hdc.educ.fukushima-u.ac.jp/
短期大学	福島市	桜の聖母短期大学 生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース	2年	☎ 024-534-7137 http://www.sakuranoseibo.jp/
		福島学院大学 短期大学部 保育学科	2年	☎ 024-553-3221 http://www.fukushima-college.ac.jp/
	郡山市	郡山女子大学 短期大学部 幼児教育学科	2年	☎ 024-932-4848 http://www.koriyama-kgc.ac.jp/
	会津若松市	会津大学 短期大学部 幼児教育学科	2年	☎ 0242-37-2301 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/
	いわき市	いわき短期大学 幼児教育科	2年	☎ 0246-25-9185 http://www.shk-ac.jp/ijc/
専門学校	郡山市	郡山健康科学専門学校 こども未来学科	2年	☎ 024-936-7777 http://www.k-tohoto.ac.jp/kenkou/
		国際ビジネス公務員大학교 こども保育科	2年	☎ 024-925-1001 http://www.jo-bi.jp/

介護福祉士等 資格保有者の届出について

介護福祉士や保育士等の資格をお持ちの方は、
福祉人材センターへ届出をすることができます。

届出をすると…

- ① 合同就職説明会などのイベント情報や、福祉・介護に関するニュース等をマイページで受けとれます。
- ② 再就職をご希望の場合、マイページ上で求職登録ができます。求職登録後は求人への応募や紹介などの就職支援が受けられます。
- ③ 介護・保育の知識・技術の再習得研修や職場見学・体験の情報を得られます。

届出登録は 福祉のお仕事 ホームページから

届出者（介護の方）



介護福祉士等資格保有者の方はこちら

<https://www.fukushi-work.jp/todokede/>

スマートフォンは
こちらから



届出者（保育の方）



保育士等資格保有者の方はこちら

<https://www.fukushi-work.jp/todokede/hoiku.html>

スマートフォンは
こちらから



届出対象資格・研修

- ・介護福祉士
- ・保育士
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・(旧)ホームヘルパー養成研修 1級・2級
- ・(旧)介護職員基礎研修

届出をご希望でインターネットのご利用環境のない方は、
福祉人材センターまでご連絡ください。

福祉人材センターとは？

→ 法律に基づく公的な機関なので、安心して相談できます。

福祉人材センターは、**社会福祉法**に基づき県知事の指定を受けて、福島県社会福祉協議会に設置されており、その内、無料職業紹介事業については、**職業安定法**により**厚生労働大臣の許可**を得て実施しています。公的機関なので安心してご利用いただけます。

→ 福祉の職場をめざす方と人材を求める福祉の職場をつなぎます。

福祉の職場にかかる無料職業紹介事業を柱に、**福祉の仕事を探している方と、人材を求めている福祉の職場(社会福祉施設等)**をつなぐ役割を担っています。

→ 福祉職場への理解促進と資質向上の支援をします。

福祉職場への理解と関心を深めてもらうための体験学習会や資質向上のための講習会、資格取得のための相談、情報提供を行い、**福祉人材の養成、確保**に努めています。

利 用 方 法

インターネットでも求職登録・求人情報の検索・閲覧ができます。

HPアドレス

<http://www.fukushi-work.jp>



FUKUSHI-JOB SEARCH
福祉のお仕事

スマートフォンは
こちらから→



利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、及び12月29日～1月3日は休日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福祉人材センター

〒 960-8141 福島市渡利字七社宮 111
福島県総合社会福祉センター内

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>
E-mail jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp

TEL 024-521-5662

FAX 024-521-5663